

なされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

金融庁長官又は審判官は、公示送達があつたことを通知することができ。外国においてすべき送達については、金融

府長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載

に代えて、公示送達があつたことを通知するこ

とができる。

第十四条 審判手続においては、日本語を用い

きは、通訳人を立ち会わせる。

第二節 審判手続の開始

(審判手続開始の決定)

第十五条 法第三十四条の四十四第一項の規定によ

る審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記

載した書面（以下「審判手続開始決定書」とい

う。）により行うものとする。

一 納付すべき課徴金の額

二 課徴金に係る法第三十一条の二第一項（法

第十六条の二第六項において準用する場合を

含む。第六十三条第三項及び第四項第一号に

おいて同じ。）又は第三十四条の二十一の二

三 法令の適用

四 課徴金の計算の基礎

五 第一回の審判の期日及び場所

二 審判手続開始決定書の副本を送達する場合に

は、次に掲げる事項を記載した通知書を添付す

るものとする。申立てにより又は職権で、第一回の

審判の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書

を提出すべき期限を延長することができる。

（答弁書の記載事項）

第十六条 審判官は、正当な理由があると認めた

場合には、申立てにより又は職権で、第一回の

審判の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書

を提出すべき期限を延長することができる。

（答弁書の記載事項）

第十七条 答弁書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一 納付すべき課徴金の額に対する答弁

二 第十五条第一項第一号に掲げる事項に対す

る認否

三 第十五条第一項第三号及び第四号に掲げる

事項に関する主張

2 四 被審人の主張（前号に掲げるものを除く。）

（審判官の指定）

第十八条 金融庁長官は、法第三十四条の四十二

第二項の規定により審判事件を担当する審判官

を指定したときは、その氏名を被審人又はその

代理人に通知しなければならない。

2 金融庁長官は、法第三十四条の四十二第三項

の規定により審判長を指定したときは、その氏

名を被審人又はその代理人に通知しなければな

らない。

第三節 審判における主張等及びその

準備

（審判廷）

第十九条 審判は、金融庁の審判廷で行う。ただ

し、審判官は、必要があると認めるときは、審

判に適当な場所を審判廷に定めることができ

る。（審判の非公開の申出）

第二十条 審判の非公開の申出は、非公開とすべ

き範囲、理由及び期間を明らかにして行わなけ

ればならない。

2 審判官は、審判を非公開とするときは、その

旨及び理由を述べなければならない。

（審判の期日の指定及び変更並びに期日の呼出

し）

第二十一条 第二回以後の審判の期日は、審判長

が指定する。

2 前項の審判の期日は、やむを得ない事由があ

る場合でなければ、変更することができる。

2 答弁書を提出すべき期限

（第一回の審判の期日の変更等）

二 審判手続開始決定書の副本を送達する場合に

は、次に掲げる事項を記載した通知書を添付す

るものとする。申立てにより又は職権で、第一回の

審判の期日若しくは場所を変更し、又は答弁書

を提出すべき期限を延長することができる。

（審判の指揮及び秩序維持）

第二十二条 審判は、審判長が指揮する。

2 審判長は、発言を許し、又はその命令に従わ

ない者の発言を禁ずることができる。

（審判長の指揮及び秩序維持）

第二十三条 審判長は、審判の期日又は期日外に

おいて、事件関係を明瞭にするため、事實上及

び法律上の事項に関し、指定職員又は被審人若

しくはその代理人に宣誓させなかつた理由

（調明権等）

第二十四条 審判長が命じた事項及び指定職員又

は被審人若しくはその代理人の請求により記

載を許した事項

（準備書面）

第二十五条 審判の期日又は期日外において審判長以外の審判官は、審判長に告げて、前

項に規定する処置をすることができる。

2 審判長又は審判長以外の審判官が、審判の期

日外において、主張又は立証に重要な変更を生

じ得る事項について第一項又は第二項の規定に

よる処置をしたときは、その内容を相手方に通

知しなければならない。

（調査への引用）

第二十八条 審判の調査には、書面、写真その他

準備しなければならない。

2 準備書面は、これに記載した事項について相

手方に提出しなければならない。

3 前項の準備書面は、二通（当該書面を送付す

べき相手方の数が二以上であるときは、その数

に一を加えた通数）を提出しなければならない。

4 準備書面に引用した資料は、準備書面の各通

しきは証拠の申出の制限若しくは審判手続の分

離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消

すことができる。

2 審判官は、終結した審判手続の再開を命ずる

ことができる。

（主張の提出又は証拠の申出の時期）

第二十六条 審判手続の事務を行う職員は、審判

の期日ごとに調書を作成しなければならない。

（調査書）

第二十七条 審判の調査には、主張、証拠の申出

及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げ

る事項を明確にしなければならない。

2 参考人、被審人及び鑑定人の陳述

（参考人及び鑑定人の宣誓）

3 立入検査の結果

（立入検査）

第二十八条 審判官は、争点及び証拠の整理を行

うため必要があると認めるときは、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、準備手続をすることができる。

2 審判官は、指定職員又は被審人若しくはその代理人に準備書面の提出をすることができない。ただし、審判長が相当と認める場合は、この限りではない。

（準備手続）

第二十九条 審判長は、準備書面の提出又は証拠の

申出をすることができる期間を定めることがで

きる。

2 前項の期間を経過したときは、指定職員又は

被審人若しくはその代理人は、新たな主張の提

出をし、又は新たな証拠の申出をすることがで

きない。ただし、審判長が相当と認める場合

は、この限りではない。

（準備書面等の提出期間）

第三十条 審判長は、準備書面の提出又は証拠の

申出をすることができる期間を定めることがで

きる。

2 準備書面は、これに記載した事項について相

手方に提出しなければならない。

おそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第四節 証拠

第一款 総則

(証拠の申出)

指定職員又は被審人若しくはその代理人には、証拠の申出をすることができる。

2 証拠の申出は、証明すべき事実を特定し、証明すべき事実と証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

3 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。

4 第二十九条第二項、第三項及び第五項の規定は、証拠の申出を記載した書面について準用する。

(職権証拠調べ)

第三十三条 審判官は、職権で証拠調べをすることができる。(証拠調べを要しない場合)

第三十四条 審判官は、指定職員又は被審人若しくはその代理人が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。(受命審判官による証拠調べ)

第三十五条 審判官は、証拠調べをする場合には、合議体の構成員に命じて証拠調べをさせることができる。

2 前項の規定により合議体の構成員に証拠調べをさせる場合においては、審判長がその審判官を指定する。

(書類その他の物件の提出時期)

第三十六条 参考人、鑑定人又は被審人の審問において使用する予定の書類その他の物件は、参考人、鑑定人又は被審人の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その参考人、鑑定人又は被審人の審問を開始する時相当期間前までに提出しなければならない。ただし、当該書類その他の物件を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。

第二款 参考人審問

(参考人審問の申出)

第三十七条 参考人審問の申出は、参考人を指定し、かつ、審問に要する見込みの時間を明らかにしてしなければならない。(審問事項書)

第三十八条 参考人審問の申出をするときは、同時に、審問事項書(審問事項を記載した書面)を

いう。(以下同じ。)三通(当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に二を加えた通数)を提出しなければならない。

2 審問の申出をした者の審問(主審問)

3 審問の申出をした者の再度の審問(再主審問)

4 審問の申出をした者の相手方に送付しなければならない。

5 審問の申出をした者の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。(呼出状の記載事項等)

3 審問手続の事務を行う職員は、審問事項書を第一項の申出をした者の相手方に送付しなければならない。

2 審問手續の事務を行なう職員は、審問事項書は、できる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない。

1 相手方の審問(反対審問)

3 審問の申出をした者の再度の審問(再主審問)

4 審問長は、第一項及び第二項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら参考人を審問し、又は指定職員又は被審人若しくはその代理人の審問を許すことができる。

5 審問長は、第一項及び第二項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら参考人を審問し、又は指定職員又は被審人若しくはその代理人の審問を許すことができる。

6 審問長以外の審問官は、審問長に告げて、参考人を審問することができる。(質問の制限)

3 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

2 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

1 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

真、模型、装置その他の適当な物件(以下この条において「文書等」という。)を利用して参考人に質問することができる。

2 前項の場合において、文書等が証拠調べをしないものであるときは、当該質問の前に、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない。

3 審問の申出をした者の再度の審問(再主審問)

4 審問長は、第一項及び第二項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら参考人を審問し、又は指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

5 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

2 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

1 審問長は、調書への添付その他の必要があると認めるとときは、参考人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求める

類の記載から明らかな場合を除き、証拠書類の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠書類の提出は、原本、正本又は説明書二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 証拠物を提出するときは、証拠物の標目及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

3 審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の証拠書類を該文書又は当該書面を送付すべき相手方に送付しなければならない。（訳文の添付等）

4 第五十二条 外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第三項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

5 相手方は、前項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を審判官に提出しなければならない。

（書類等の提出命令の申立て）

6 第五十三条 書類その他の物件（以下この条において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

一 書類等の表示

二 書類等の趣旨

三 書類等の所持者

四 証明すべき事実

5 相手方は、前項の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を審判官に提出しなければならない。

6 審判官は、書類等の提出命令の申立てを理由があると認めるときは、書類等の所持者に対し、その提出を命ぜる。

7 審判官は、第三者に対する書類等の提出を命じようとする場合には、その第三者の意見を聽かなければならぬ。

（証拠書類の提出の方法）

第五十四条 証拠書類の提出は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。

2 審判官は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命ずることができる。

（鑑定事項）

第五十五条 鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 審判手続の事務を行う職員は、前項の書面について同項の申出をする者の相手方に送付しなければならない。

3 相手方は、第一項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判官に提出しなければならない。

（宣誓の方式）

4 第五十六条 宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判官に提出する方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これら的事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。（鑑定人の陳述の方式等）

5 第五十七条 審判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 審判官は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

（鑑定人質問）

6 第五十八条 審判官は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。前項の質問は、審判長、その鑑定の申出をした者、相手方の順序です。

（立入検査の申出の方法）

第六十条 立入検査の申出は、立入検査の目的及び場所を表示してしなければならない。

（審判手続の終結）

第六十一条 審判官は、金融庁長官が法第三十四条の五十三第一項から第六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2 審判官は、被審人が審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席した場合において、審理の現状並びに指定職員及び被審人の審判手続進行の状況を考慮して相当と認めるときは、審判手続を終結することができる。

3 審判官は、被審人が連続して二回、審判の期日に出頭せず、又は主張若しくは証拠の申出をしないで退席したときは、審判手続を終結する。ただし、審判官が相当と認める場合は、この限りでない。（課徵金の納付を命ずることができない旨を明らかにする決定）

（公認会計士による課徵金納付命令）

第六十二条 金融庁長官は、審判手続を経た後、法第三十四条の五十三第三項ただし書又は第五項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

（決定の記載事項）

第六十三条 法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実及び理由

（鑑定人質問）

第六十四条 法第三十四条の五十三第二項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。（公認会計士による課徵金納付命令につき既決定がある場合のあん分額）

第六十五条 法第三十四条の五十三第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。（監査法人による課徵金納付命令につき二以上の決定をする場合のあん分額）

第六十六条 法第三十四条の五十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定

こととの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。
 (監査法人に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合のあん分額)

第六十七条 法第三十四条の五十三第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定(同項に規定する新決定をいう。)に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(端数の切り捨て)

第六十八条 法第三十四条の五十三第二項から第五項までの規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第六節 雜則

(延滞金の徴収)

第六十九条 法第三十四条の五十九第二項の規定により延滞金を徴収する場合において、課徴金を納付しなければならない者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

附 則

附 則 (平成二〇年一二月五日内閣府令第
第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十一年十二月二十一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年二月三日内閣府令第
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(次条並びに附則第五条及び第六条第一項において「改正法」という。)の施行の

日(平成二十八年三月一日)から施行する。ただし、第一条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二十条第一項、第二十一条、第五十一条第一項及び第五十二条の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日内閣府令第
第七五号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日内閣府令第
四四号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月三一日内閣府令第
第六一号)

この府令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一月二五日内閣府令第
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。